三重県介護員養成研修事業者指定要領新旧対照表（平成３１年２月５日改正）

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| 三重県介護員養成研修事業者指定要領**第１　趣旨**介護員養成研修事業者（以下「事業者」という。）の指定について、介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「政令」という。）の規定に基づき、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「省令」という。）、介護保険法施行規則第２２条の２３第２項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成１８年厚生労働省告示第２１９号。以下「告示」という。）、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）」（平成２４年３月２８日付老振発０３２８第９号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「取扱細則」という。）及び三重県介護員養成研修事業者指定要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定める。**第２　事業者指定申請手続**１　要綱第２条に定める指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、以下の書類を指定を受けようとする日が属する月の前々月の初日までに知事に提出しなければならない。(1) 三重県介護員養成研修事業者指定申請書（第１号様式）(2) 事業者規約（定款その他の基本約款）(3) 法人の登記事項証明書(4) 直近の決算書(5) 三重県介護員養成研修年間実施計画書（第６号様式）(6) 学則学則の別紙として下記書類を添付すること。ただし、オに関しては、実習を行う場合のみ添付すること。ア 研修カリキュラム表（第１－２号様式）イ 講義・演習室使用承諾書（第１－３号様式）及び研修会場図面ウ 実技演習使用備品一覧表（第１－４号様式）エ 講師一覧表（第１－５号様式）及び講師履歴書（第１－６号様式）及び講師要件資格者証（写し）オ 実習施設一覧表（第１－７号様式）及び実習施設承諾書（第１－８号様式）(7) 修了証明書（別記様式）及び修了証明書（携帯用）の様式(8) 修了評価で使用する筆記試験問題及び模範解答(9) 研修の収支予算書(10) 使用するテキスト(11) 情報公表の内訳及び公表資料（ホームページに掲載しているものをプリントアウトしたもの）(12) その他知事が必要と認める書類等２　講義を通信の形式によって行う場合にあっては、前記１に定める書類に加え、次の書類を添付するものとする。(1) 添削指導及び面接指導実施要領（受講者に配布する受講要領）(2) 添削課題に関する問題形式一覧及び添削指導日程(3) 添削課題に関する問題集、模範解答**第３　事業者の指定**１　知事は申請者から申請書の提出があったときは、要綱第３条及び本要領に定める要件（「以下「指定基準」という。）に適合すると認めた場合は、「三重県介護員養成研修事業者指定通知書」（第８号様式）により、申請者に通知する。２　知事は、前項の申請内容等が、指定基準に適合しないと認めたときは、相当の期間を定めて申請内容の補正を求め、又は理由を付して申請を却下するものとする。３　知事は、申請者が前項の補正をしない意思を表明したとき、又は期間内に補正が行われないものと認めた場合は、「三重県介護員養成研修事業者指定申請却下通知書」（第８－２号様式）により、理由を付して申請者に却下の通知をする。**第４　研修実施計画書の提出**事業者は、毎年３月３１日までに、翌年度の介護員養成研修年間実施計画書（第６号様式）を知事に提出しなければならない。**第５　研修事業の指定申請手続**要綱第５条に定める指定を受けようとする者（以下「申請者」又は「事業者」という。）は、以下の書類を指定を受けようとする日が属する月の前月の初日までに知事に提出しなければならない。(1) 三重県介護員養成研修事業指定申請書（第７号様式）(2) 講師出講承諾書（第７－２号様式）(3) 研修日程表（第７－３号様式）(4) 研修の収支予算書(5) 直近の決算書（事業年度の最初の指定申請時のみ）**第６　研修事業の指定**　知事は、申請者又は事業者から第５に規定する申請があったときは、内容を調査し、指定の可否を決定し、「三重県介護員養成研修事業指定通知書」（第９号様式）又は「三重県介護員養成研修事業不指定通知書」（第９－２号様式）により通知するものとする。**第７　研修事業者及び研修事業指定の要件**１　事業者に関する要件(1) 学則の制定事業者は、次に掲げる研修事業に関する基本的な方針及び内容を定めた学則を制定し、公開するものとする。ア 事業者の名称及び所在地イ 事業の目的ウ 研修事業の名称及び実施課程及び形式エ 年度事業計画（研修日程及び募集定員）オ 受講対象者カ 研修参加費用（内訳、受講料、テキスト代）キ 使用教材ク 研修カリキュラム　　※研修カリキュラム表（第１－２号様式）を添付ケ 講義・演習室として使用する会場の名称、所在地コ 科目ごとの担当講師名一覧サ 実習施設一覧（実習を行う場合のみ）シ 募集手続き及び本人確認の方法ス 科目の免除セ 通信形式の実施方法（通信形式の場合のみ）　　（ア）学習方法　　（イ）評価基準及び評価方法　　（ウ）個別学習への対応方法ソ 研修修了の認定方法タ 研修出席者の取扱いチ 補講の取扱いツ 受講の取消テ 修了証明書の交付ト 修了者の管理ナ 情報開示するホームページアドレスニ 研修事業執行担当部署名ヌ その他研修実施に係る留意事項(2) 研修日程表の公表事業者は、知事の指定を受けた後に、開講する研修の研修日程表を自らのホームページにおいて公表するものとする。(3) 受講の受付受講の受付は、当該研修の指定を受けた日以降でなければ行うことはできない。(4) 受講資格等の確認事業者は、受講希望者の受講資格や科目免除の要件の有無を確認しなければならない。(5) 受講者に対する本人確認の実施事業者は、受講申込受付時または初回の講義時に、受講生より下記のいずれかの公的証明書の原本の提示を求め、本人確認を行うとともに、確認方法（公的証明書の種別）を記録し、要綱第１９条の規定により保存するものとする。なお、本人確認の際には、受講希望者の過度な負担にならないよう留意すること。ア 戸籍謄本、戸籍妙本若しくは住民票イ 住民基本台帳カードウ 在留カード等エ 健康保険証オ 運転免許証カ パスポートキ 年金手帳ク 国家資格を有する者については、免許証または登録証(6) 広報事業者は、原則として指定を受ける前に広報を行うことはできない。また、広報の内容は、受講希望者等に誤解を与えることのないよう適切な表現を使用し、虚偽又は誇大な表現を使用してはならない。２　講師に関する要件(1) 研修の講師は、別表２「介護員養成研修 講師要件一覧」（以下「講師要件一覧」という。）の要件に該当し、かつ知識に関しては受講者の質問に対し的確に応答ができ、技術に関しては受講者に的確に指導できる能力を有する者とする。(2) 講師の採用に当たっては、面接や資格免許証等でその適格性について十分に確認すること。(3) 実技演習を行う必要のある項目のうち、下記のものについては、担当講師のほかに受講者２０名につき１名以上の補助講師を配置することとする。なお、補助講師は当該科目の講師要件に該当する資格を有しない者でもよいが、当該科目に関連する実務経験を１年以上有する者とし、申請にあたって講師に準じ履歴書等を添付すること。　ア　介護職員初任者研修課程　「９ こころとからだのしくみと生活支援技術」における「（６）整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」から「（１１）睡眠に関したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」、「（１３）介護課程の基礎的理解」及び「（１４）総合生活支援技術演習」　イ　生活援助従事者研修課程「８ こころとからだのしくみと生活支援技術」における「（６）移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」から「（８）睡眠に関したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」、及び「（１０）介護過程の基礎的理解」(4) 講師は、原則として「講師の要件」に該当する資格保有者とする。ただし、同程度以上の資格を持つ者を担当させようとする場合は、資格・具体的経歴・理由書等を提出すること。その上で、社会通念上当該科目の講師として別表２　講師要件一覧中の「求められる能力」を備えていると判断した場合、講師として認めることとする。(5) 事業者は、次に掲げる事項に留意し、講師一覧表の整備を行うこと。ア 講師の選任にあたっては、「講師履歴書」（第１－６号様式）によりその要件を確認するとともに、「講師一覧表」（第１－５号様式）に記載すること。イ 講師一覧表に記載されている講師については、要件を満たさなくなった場合又は講師自らが辞退を申し出た場合は、講師一覧表から速やかに消除するとともに三重県に対し所定の届出を行うこと。ウ 届出を行わず、上記(1)に定める講師要件を満たさない者が担当をした場合は、その者が担当した教科目の修了を認めないものとする。３　研修の実施方法に関する要件(1) 講義及び演習の各科目の内容は、要綱別紙２「各科目の到達目標、評価、内容」の内容を網羅するものであること。(2) 介護職員初任者研修課程においては、研修を行う順序は「１ 職務の理解」を最初に行い、「１０ 振り返り」を最後に行うこと。なお、「９ こころとからだのしくみと生活支援技術」については、「ア 基本知識の学習」、「イ 生活支援技術の講義・演習」、「ウ 生活支援技術演習」の順に行うこと。(3) 生活援助従事者研修課程においては、研修を行う順序は「１ 職務の理解」を最初に行い、「９ 振り返り」を最後に行うこと。なお、「８ こころとからだのしくみと生活支援技術」については、「ア 基本知識の学習」、「イ 生活支援技術の講義・演習」、「ウ 生活支援技術演習」の順に行うこと。　(4) 通学形式の場合は講義と演習を一体的に実施し、通信形式の場合は面接指導による講義と演習を一体的に実施することとする。「一体的に実施する」とは、科目単位ごとに講義と演習を取り入れて実施することをいい、項目単位ごとに講義と演習を取り入れている必要はない。ただし、介護職員初任者研修課程の「９ こころとからだのしくみと生活支援技術」における「（６）整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」から「（１４）総合生活支援技術演習」、及び生活援助従事者研修課程の「８　こころとからだのしくみと生活支援技術」における「（６）移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」から「（１０）介護過程の基礎的理解」については、項目単位ごとに一体的に実施すること。(5) 研修時間数は、各科目に定める時間数以上とする。各科目の項目ごとの研修時間数については、事業者が適切に定めるものとする。ただし、介護職員初任者研修課程の「９ こころとからだのしくみと生活支援技術」における時間数の内訳は、要綱別紙１「研修カリキュラム表」中、「ア 基本知識の学習」を１０～１３時間程度、「イ 生活支援技術の講義・演習」を５０～５５時間程度、「ウ 生活支援技術演習」を１０～１２時間程度とし、合計で７５時間以上行うこと。(6) 演習は、事例などに基づく討議、ロールプレイ、実技演習等、創意工夫して行うこと。要綱別紙１「研修カリキュラム表」の講義と演習の実施方法欄には、講義と演習の実施方法、通信課題の概要等を記載すること。(7) 介護職員初任者研修課程においては、次に定める備品・教材を備えることとし、その他必要な備品・教材は適宜用意すること。下記のア～ウは、定員１０名あたり１台以上を、エは、定員２０名あたり１台以上を備えること。なお、該当する科目の履修時間内に受講者全員に演習指導が適切に実施できるように備品・教材を備えること。ア ベッドイ 車椅子ウ ポータブルトイレエ 簡易浴槽等(8) 生活援助従事者研修課程においては、車椅子を定員１０名あたり１台以上備えることとし、その他必要な備品・教材は適宜用意すること。なお、該当する科目の履修時間内に受講者全員に演習指導が適切に実施できるように備品・教材を備えること。４　通信形式での実施に関する要件(1) 要綱別紙３「通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間」に定める時間数を上限として、各科目の時間数の一部を通信学習とすることができる。また、通学による講義の研修科目及び時間数の割振りは、原則として事業者が研修効果を考慮し決定することができる。(2) 通信課題はカリキュラムの内容（要綱別紙２「介護員養成研修における目標、評価の指針」において科目ごとに定める「修了時の評価ポイント」及び「内容」参照）を網羅するものであり、項目ごとに課題を設定し、１問以上は記述式による課題を取り入れること。(3) 制度改正等があった場合は、その趣旨を適宜取り入れること。(4) 通信課題の作成、添削及び修了認定は、別表２「講師要件一覧」の講師要件を満たす者が責任をもって行うこと。通信課題について、あらかじめ合格点を設定し、これに満たない場合は、再度課題を課して、合格点に達するまで指導を徹底すること。(5) 修了の認定をする際には、通学による研修を全科目履修するほか、提出された全レポートが合格水準に達していることを確認し、科目全体の評価をすること。５　実習の実施に関する要件(1) 実習を行う場合、実習施設は、原則として下記の要件を満たす施設等とする。ア 研修事業指定申請時点で開設から１年以上経過していること。イ 介護、看護又は相談業務の実務経験を１年以上有する実習指導者（実習受入担当者）が確保されていること。(2) 実習先として認められる施設等の範囲については、介護保険法による指定又は許可を受けた居宅サービス事業所、介護保険施設、地域密着型サービス事業所又は障害者自立支援法による指定を受けた障害福祉サービス事業所若しくは障害者支援施設とする。(3) 介護職員初任者研修課程においては、「１　職務の理解」及び「１０　振り返り」において施設の見学等の実習を活用することができる。また、効果的な研修を行うため必要があると考えられる場合には、他のカリキュラムにおいても施設の見学等の実習を活用することも可能とする。(4) 生活援助従事者研修課程においては、「８　こころとからだのしくみと生活支援技術」において移動・移乗に関連した実習を２時間実施すること。また、「１　職務の理解」及び「９　振り返り」において施設の見学等の実習を活用することができる他、効果的な研修を行うため必要があると考えられる場合には、他のカリキュラムにおいても施設の見学等の実習を活用することも可能とする。(5) 実習修了後、受講者に各実習科目について必ず「実習記録」（参考様式３）を記載させ、実習指導者の確認を受けること。また、事業者は適切かつ効果的に実習が行われたことを確認し、当該実習記録の写しを事業者において保管すること。(6) 受講者がやむを得ない理由により実習を欠席した場合は、研修の修業年限及び学則において定めた実習の修了期限を超えない範囲で実習日を再調整し、必ず補講を行うこと。６　補講の実施に関する要件(1) 事業者は、受講者がやむを得ない理由により当該研修の一部（実習を除く）を欠席した場合は、要綱第８条第１項第８号または第２項第８号に定める研修期間内に、学則に定めた取扱いに従って補講を実施しなければならない。(2) 補講の取扱いについては、次に掲げる事項をあらかじめ学則において定めること。　　　ア 補講の方法　　　イ 補講に要する費用(3) 補講を受講するまでは、当該科目の修了評価を実施してはならない。(4) 補講は項目単位で実施することを原則とし、次の方法により補講を実施すること。ア 事業者が、当該研修に追加して行う研修イ 事業者が別に指定を受けた同一課程の研修ウ 他の事業者が指定を受けた同時期に開講している同一課程の研修(5) 前記(4)のウによる場合は、補講する「項目」の内容（実施方法含む）及び時間数が同一の場合に限り、「項目」ごとに補講することができる。(6) 欠席した科目の時間数が、要綱別紙３で定める通信形式で実施できる上限時間の範囲内であれば、1,200字以上のレポート課題を提出することをもって出席とみなすことができる。なお、実技演習を実施した項目については、レポート課題を提出することによる補講は認めない。(7) 通信形式による面接指導（スクーリング）の補講を行う場合は、次によること。ア 前記(4)のイによる場合は、補講する「項目」の内容（実施方法含む）及び時間数が同一の場合に限り、「項目」ごとに補講することができる。イ 前記(4)のウによる場合は、通学形式を受講させて時間数を満たすこと。(8) 補講の確認ア 前記(4)のア及びイにより補講を実施した場合、補講分の出席簿を作成し、補講受講者の出席を確認すること。イ 前記(4)のウにより補講を実施した場合は、その事業者から補講科目に出席したことを証明する書面等の発行を受けること。ウ 通信学習による補講の場合の出席確認は、当該レポートを評価した日とし、担当講師は当該レポートに評価日、評価内容、署名等の記録を行うこと。エ 上記のア～ウのいずれの場合にあっても補講を実施した日は出席簿（参考様式２）にその実施日を記載すること。(9) 通学形式及び通信形式の面接指導（スクーリング）の補講を、対象科目の講義の視聴覚教材を視聴させるのみでは補講と認めない。**第８　研修科目の免除**１　事業者は、特別養護老人ホーム等の介護職員等として１年以上の介護等の実務経験を有する者が研修を受講する場合は、「(1)職務の理解」の科目を免除することができる。なお、免除要件の確認は、受講者から「実務経験証明書」（参考様式４）の原本若しくは原本照合したものの写しの提出を受けて行うことする。１年以上介護等の実務経験を有する者とは、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号）別添２「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」に定める業務従事期間が365日以上であり、かつ、180日以上介護等の業務に従事した者をいう。２　事業者は、次の研修課程を修了している者が受講する場合は、当該研修の科目が介護員養成研修の各課程において履修すべき科目と一部重複するものと認められるため、別表３に定める時間数に基づき各科目の受講時間数の全部または一部を免除することが出来る。なお、免除要件の確認は、受講者から当該研修の修了証明書の写し等を提出させて行うこととする。1. 生活援助従事者研修課程（※介護職員初任者研修課程を受講する場合）
2. 入門的研修（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日社援基発第0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定するものをいう。）（※基礎講座及び入門講座を修了している者に限る）
3. 認知症介護基礎研修（「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に規定するものをいう。）
4. 訪問介護に関する三級課程（「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省省令第25号）」による改正前の介護保険施行規則第22条の23に規定するものをいう。）

**第９　指定内容の変更**事業者は、要綱第９条の規定により、次に掲げる事項に変更が生じるときは、原則として変更が生じる日の１０日前までに（登記事項に係るものについては登記後速やかに）「介護員養成研修事業者指定変更届出書」（第２号様式）に変更内容に応じた書類を添付して知事に提出しなければならない。ア　事業者の名称、主たる事務所の所在地、代表者イ　研修事業の名称ウ　研修事業を実施する県内の事業所の所在地エ　定款等（当該事業に関するものに限る）オ　学則カ　研修カリキュラムキ　担当講師（講師等の都合による研修期間内での日程変更を除く）ク　講義・演習室ケ　実技演習に使用する備品コ　実習施設サ　修了評価の方法シ　添削指導及び面接指導の方法、問題形式、添削課題ス　その他知事が必要と認める事項**第１０　休止及び中止の届出**事業者は、研修事業を休止、中止する場合は、要綱第１３条の規定により、事業を休止する場合は事前に、中止する場合は開講予定日の１０日前までに、それぞれ次の各号に掲げる事項を記載した「介護員養成研修事業休止・中止届出書」（第３号様式）を知事に提出しなければならない。(1) 休止した場合には、研修課程、研修の名称、研修事業者指定番号、休止年度、休止した理由(2) 中止した場合には、研修課程、研修の名称、研修事業指定番号、中止した理由**第１１　修了評価**研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、下記によるものとする。(1) 事業者は、研修課程に応じて要綱別紙２「介護員養成研修における目標、評価の指針」において定める「修了時の評価ポイント」に沿って、事前に評価基準及び評価方法を学則に定め、各受講者の知識・技術等の習得度を評価すること。ただし、「修了時の評価ポイント」に示す知識・技術等の習得が十分でない場合には、必要に応じて講師による再指導及び補習等を行い、到達目標に達するよう努めること。(2) 修了評価は全科目を履修した者に対して筆記試験により実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。なお、修了評価とは別に、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価は、「９ (又は８)こころとからだのしくみと生活支援技術」内で行うこと。(3) 実習に関する評価は、第７の５の（５）で提出させた実習記録に基づき行うこと。(4) 事業者は、前記の修了評価を行った結果について、その内容及び評価の日、修了評価者の氏名等を記録し、適切に保管すること。**第１２　修了証明書の発行**１　事業者は、第１１に基づき介護技術の習得が認定され、かつ全科目を履修した者に対して１時間程度の筆記試験を行い、修了の認定を行った者に対して、要綱別記様式による修了証明書を交付するものとする。(1) 修了証明書及び修了証明書（携帯用）は、受講者が全ての研修日程を修了した後、速やかに交付すること。(2) 修了証明書の修了者番号は、指定通知書に記載された事業者番号及び事業者が付す修了者管理番号を記入して発行すること。(3) 事業者は、受講者から修了証明書の紛失や氏名変更等により再発行の依頼があった場合は、修了証明書を再発行しなければならない。再発行する場合は、修了者台帳等を確認し、再発行であること並びに旧修了証明書（又は修了証）の発行番号及び発行年月日を記載し、再発行する日付を付して発行すること。(4) 自らが行った研修の修了者への証明書交付事務については、当該研修事業を廃止した後であっても、法人等が存続する限りその責務を負うこと。２　事業者は、修了証明書を交付する者の修了課程、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等を記載した交付名簿、その他必要書類を適正に管理するとともに知事に提出するものとする。３　介護員養成研修修了者とみなされる看護師等が、訪問介護の業務をするに当たり再学習のため研修を受講し、全科目修了した場合は、研修事業者が修了証明書を発行することができるが、一部科目のみ修了した場合は、修了証明書を発行することができない。修了者とみなす場合は、都道府県知事が行う研修を修了したとみなすため、修了証明書は都道府県知事が発行することとなる。なお、三重県においては、当分の間、看護師等の免許証をもって替えることとしており、修了証明書は発行しない。４　介護員養成研修修了者とみなされる実務者研修を修了した者が、訪問介護の業務をするに当たり再学習のため研修を受講し、全科目修了した場合は、研修事業者が修了証明書を発行することができるが、一部科目のみ修了した場合は、修了証明書を発行することができない。修了者とみなす場合は、都道府県知事が行う研修を修了したとみなすため、修了証明書は都道府県知事が発行することとなる。なお、三重県においては、当分の間、実務者研修修了証明書をもって代えることとしており、修了証明書は発行しない。**第１３　実績報告**　事業者は、要綱第１３条の規定により、研修修了後１か月以内に「三重県介護員養成研修事業実績報告書」（第４号様式）に以下の書類を添付して知事に提出しなければならない。ア　研修日程表（実績）イ　修了認定の根拠となった受講者の研修への出席状況、修了評価等が確認できる書類（出席簿）ウ　修了者名簿及び電磁的記録（第４－２号様式）エ　研修事業にかかる決算（見込）書オ　講師出講状況確認書（第４－３号様式）カ　免除科目にかかる書類（実務経験証明書、又は他研修の修了証明書の写し等）**第１４　廃止の届出**１　事業者は、要綱第１４条の規定により、研修事業を廃止する場合は、廃止する日の１０日前までに「三重県介護員養成研修事業廃止届出書」（第５号様式）を提出すること。２　事業者は、研修事業を廃止した後においても第１７に掲げる書類を保存するとともに、修了証明書の亡失・き損により、修了者からの依頼があったときは、その証明を行わなければならない。**第１５　指定の取消し**知事は、要綱第１６条に規定する指定の取消しをしたときは、「三重県介護員養成研修事業者指定取消通知書」（第10号様式）により事業者に通知する。**第１６　情報の公表**情報の公表は、原則として第３の１又は第６の指定を受けた日から研修の募集開始日までの間に行わなければならない。**第１７　関係書類の保存**事業者は、次の内容を備えた書類を作成し、次の期間保存しなければならない。(1) 受講者及び修了者に関する台帳等の書類（永年保存）研修課程・形式、研修期間、修了者番号、受講者名、生年月日、住所、修了年月日、修了証明書交付年月日、修了評価表及び研修カリキュラム表の内容を備えること。(2) 受講者の研修出席状況（５年保存）研修課程・形式、受講者名、本人確認を実施した公的証明書、研修科目及び受講年月日の内容を備えること。(3) 修了評価に関する書類（５年保存）研修課程・形式、受講者名、レポート提出年月日（通信形式の場合のみ）及び評価結果の内容を備えること。(4) 実習修了確認書（実習を行う場合のみ）（５年保存）研修課程・形式、受講者名、実習内容、実習先及び実習年月日の内容を備えること。(5) 研修講師の出講確認書（５年保存）研修課程・形式、講師名、担当科目及び出講年月日の内容を備えること。**第１８　研修履修期間の特例について**学校教育法に基づく学校及び国の法令等により認可された養成施設（以下「学校」という。）については、次の各号に該当する場合に限り、修学期間を限度として研修履修期間とすることができる。(1) 所轄庁に認可された学則（以下「学則」という。）に修学期間が規定されていること。(2) 当該学校の学生のみを対象としていること。(3) 介護員養成研修事業を行うことについて学則に規定されていること。附　則　（施行期日）１　この要領は、平成２５年４月１日から施行する。　（経過措置）２　この要領の施行日前においても、事業者及び研修事業の指定の申請をすることができる。この場合において、申請があったときは、施行日前においても指定をすることができる。ただし、その効力は、この要領の施行日から生ずるものとする。３　「三重県介護員養成研修事業者指定事務処理要領」は平成２５年３月３１日をもって廃止する。ただし、「三重県介護員養成研修事業者指定事務処理要領」に基づき、平成２５年３月３１日までに開講した研修については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。附　則１　この要領は、平成３０年６月１４日から施行する。附　則１　この要領は、平成３１年２月５日から施行する。ただし、平成３１年４月１日までに指定を受けた研修事業については、なお従前の例によることができるものとする。別表２介護員養成研修　講師要件一覧（１．介護職員初任者研修課程）* 共通要件
1. 講師は、当該科目に関連した実務経験を３年以上有するものであること。

（実務経験の期間は、資格取得又は研修課程修了の前後を問わない。）1. 上記①の実務経験の要件について、医師、保健師、看護師、准看護師、歯科医師は除く。
2. 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員については、以下のとおりとする。

●学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、当該科目に相当する科目に関し教授する資格を有する者●学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目に相当する科目に関し経験を有する者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科目 | 項目 | 講師の要件 | 求められる能力 |
| １　職務の理解（６時間） | (1) 多様なサービスの理解 | ①　介護福祉士②　保健師、看護師、准看護師③　介護職員基礎研修課程修了者④　実務者研修修了者⑤　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑥　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○研修全体の構成・各研修科目相互の関連性に関する知識○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識○介護に関わる専門職種の職務内容の知識○介護業務に関する実務経験 |
| (2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解 |
| ２　介護における尊厳の保持・自立支援（９時間） | (1) 人権と尊厳を支える介護 | ①　介護福祉士②　社会福祉士③　保健師、看護師、准看護師④　介護職員基礎研修課程修了者⑤　実務者研修修了者⑥　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑦　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○尊厳を支えるケアや生活支援の在り方等の知識○虐待防止、権利擁護、成年後見人制度等の知識○自立支援や重度化防止の視点に立脚した介護方法論 |
| (2)自立に向けた介護 |
| ３　介護の基本（６時間） | (1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携 | ①　介護福祉士②　保健師、看護師、准看護師③　介護職員基礎研修課程修了者④　実務者研修修了者⑤　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑥　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○介護職の業務内容に関する知識○チームケアに関する知識○介護職の職業人としての倫理・自己管理の知識○介護サービスに伴うリスクマネジメントに関する知識○介護職の健康管理に関する知識 |
| (2) 介護職の職業倫理 |
| (3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント |
| (4) 介護職の安全 |
| ４ 介護・福祉サービスの理解と医療との連携（９時間） | (1) 介護保険制度 | ①　社会福祉士②　介護支援専門員③　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○各法に関する知識及び制度とサービスについての詳細な知識○特に、介護保険法、障害者総合支援法を中心とした最近の動向（制度とサービスに関する歴史を含む。）及びサービス利用に関する知識○各地域の制度・サービス現状の知識 |
| (3)障がい福祉制度及びその他制度 |
| (2)医療との連携とリハビリテーション | ①　理学療法士②　作業療法士③　医師④　保健師、看護師、准看護師⑤　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○リハビリテーション医療の知識○医療・看護と連携した介護方法論○リハビリテーションの地域連携に関する知識 |
| ５ 介護におけるコミュニケーション技術（６時間） | (1)介護におけるコミュニケーション | ①　介護福祉士②　社会福祉士③　保健師、看護師、准看護師④　介護支援専門員⑤　介護職員基礎研修課程修了者⑥　実務者研修修了者⑦　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑧　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○コミュニケーション技術に関する知識○高齢者、障害者（児）の心理に関する知識○介護に関わる専門職種の職務内容の知識○チームケアに関する知識○介護業務に関する実務経験 |
| (2)介護におけるチームのコミュニケーション |
| ６　老化の理解（６時間） | (1)老化に伴うこころとからだの変化と日常 | ①　介護福祉士②　医師③　保健師、看護師、准看護師④　介護職員基礎研修課程修了者⑤　実務者研修修了者⑥　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑦　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○加齢と老化に伴う心身の変化、障害、疾病に関する知識○具体的な介護や生活援助事例に基づく医学的知識○高齢者の心理に関する知識 |
| (2)高齢者と健康 | ①　医師②　保健師、看護師、准看護師③　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 |
| ７　認知症の理解（６時間） | (1)認知症を取り巻く状況 | ①　介護福祉士1. 医師
2. 保健師、看護師、准看護師

④　介護職員基礎研修課程修了者⑤　実務者研修修了者⑥　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑦　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○認知症の病理・行動の知識○認知症利用者への介護の原則の知識○具体的な介護や生活援助事例に基づく医学的知識○認知症を持つ利用者の心理に関する知識○認知症を持つ利用者の家族の生活実態と心理に関する知識 |
| (2)医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 | ①　医師②　保健師、看護師、准看護師③　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 |
| (3)認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 | ①　介護福祉士②　医師③　保健師、看護師、准看護師④　介護職員基礎研修課程修了者⑤　実務者研修修了者⑥　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑦　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 |
| (4)家族への支援 | ①　介護福祉士②　医師③　保健師、看護師、准看護師④　臨床心理士⑤　精神保健福祉士⑥　介護職員基礎研修課程修了者⑦　実務者研修修了者⑧　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑨　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 |
| ８　障害の理解（３時間） | (1)障害の基礎的理解 | ①　介護福祉士②　医師③　保健師、看護師、准看護師④　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○介護における障害の概念とＩＣＦの知識○障害者福祉に関する知識○高齢者の介護との違いを踏まえた障害に関する知識○生活者支援の視点に立脚した介護方法論の知識○家族の生活実態と心理に関する知識 |
| (2)障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 | ①　医師②　保健師、看護師、准看護師③　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 |
| (3)家族の心理、かかわり支援の理解 | ①　介護福祉士②　社会福祉士③　医師④　保健師、看護師、准看護師⑤　臨床心理士⑥　精神保健福祉士⑦　介護職員基礎研修課程修了者⑧　実務者研修修了者⑨　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑩　介護・福祉系大学の学部・学科、 介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 |
| ９　こころとからだのしくみと生活支援技術 （75時間）  | (1)介護の基本的な考え方 | ①　介護福祉士1. 保健師、看護師、准看護師

③　介護職員基礎研修課程修了者④　実務者研修修了者⑤　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑥　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員⑦ 作業療法士、福祉住環境コーディネーター、福祉用具専門相談員（(5) 快適な居住環境と介護のみ）⑧　理学療法士 （(5) 快適な居住環境と介護及び(7)移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護のみ）⑨　栄養士((8)食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護の中の食事及び栄養に関する分野のみ)⑩　歯科医師、歯科衛生士((8)食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護の中の口腔ケアに関する分野のみ) | ○演習を指導する技術○介護業務に関する実務経験○生活者支援の視点に立脚した介護方法論○心身機能の低下に沿った自立支援の視点に立脚した介護技術○自らの介護事例○障害・疾病に関する知識○介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識○家事援助の機能と基本原則の知識○住宅及び住宅改造に関する知識○福祉用具に関する最新の知識及び技術○栄養・調理・被服等家政に関する知識○ターミナルケアに関する知識○介護業務に関する実務経験※(6)～(11)及び(13)、(14)の実技演習については、担当講師のほかに、要領第７の２の(3)に定める人数の補助講師を配置すること。※(1)～(3)は合わせて10～13 時間とすること。※(4)～(12)は合わせて50～55 時間とすること。※(13)、(14)は合わせて10～12 時間とすること |
| (2)介護に関するこころのしくみの基礎的理解 |
| (3)介護に関するからだのしくみの基礎的理解 |
| (4)生活と家事 |
| (5)快適な居住環境整備と介護 |
| (6)整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| (7)移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| (8)食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| (9)入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| (10)排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| (11)睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| (12)死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護 |
| (13)介護過程の基礎的理解 |
| (14)総合生活支援技術演習 |
| １０　振り返り（４時間） | (1) 振り返り | ①　介護福祉士②　保健師、看護師、准看護師③　介護職員基礎研修課程修了者④　実務者研修修了者⑤　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑥　介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○研修全体の構成・各研修科目相互の関連性に関する知識○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識○介護業務に関する実務経験 |
| (2)就業への備えと研修修了後における継続的な研修 |

●　原則として、講師は「講師の要件」に該当する者又は資格保有者とする。ただし、それ以外の者を講師として申請する場合は、その経歴及び業績が講師として適当であることを説明した理由書を提出すること。●　「求められる能力」とは、知識に関しては受講者の質問に対し的確に応答ができ、技術に関しては受講者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。●　各科目の講師要件に係る業務に従事していた時期は、過去５年以内であることが望ましい。 | 三重県介護職員初任者研修事業者指定要領**第１　趣旨**介護員養成研修事業者（以下「事業者」という。）の指定について、介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「政令」という。）の規定に基づき、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「省令」という。）、介護保険法施行規則第２２条の２３第２項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成１８年厚生労働省告示第２１９号。以下「告示」という。）、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」（平成２４年３月２８日付老振発０３２８第９号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「取扱細則」という。）及び三重県介護職員初任者研修事業者指定要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定める。**第２　事業者指定申請手続**１　要綱第２条に定める指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、以下の書類を指定を受けようとする日が属する月の前々月の初日までに知事に提出しなければならない。(1) 三重県介護職員初任者研修事業者指定申請書（第１号様式）(2) 事業者規約（定款その他の基本約款）(3) 法人の登記事項証明書(4) 直近の決算書(5) 三重県介護職員初任者研修年間実施計画書（第６号様式）(6) 学則学則の別紙として下記書類を添付すること。ただし、オに関しては、実習を行う場合のみ添付すること。ア 研修カリキュラム表（第１－２号様式）イ 講義・演習室使用承諾書（第１－３号様式）及び研修会場図面ウ 実技演習使用備品一覧表（第１－４号様式）エ 講師一覧表（第１－５号様式）及び講師履歴書（第１－６号様式）及び講師要件資格者証（写し）オ 実習施設一覧表（第１－７号様式）及び実習施設承諾書（第１－８号様式）(7) 修了証明書（別記様式）及び修了証明書（携帯用）の様式(8) 修了評価で使用する筆記試験問題及び模範解答(9) 研修の収支予算書(10) 使用するテキスト(11) 情報公表の内訳及び公表資料（ホームページに掲載しているものをプリントアウトしたもの）(12) その他知事が必要と認める書類等２　講義を通信の形式によって行う場合にあっては、前記１に定める書類に加え、次の書類を添付するものとする。(1) 添削指導及び面接指導実施要領（受講者に配布する受講要領）(2) 添削課題に関する問題形式一覧及び添削指導日程(3) 添削課題に関する問題集、模範解答**第３　事業者の指定**１　知事は申請者から申請書の提出があったときは、要綱第３条及び本要領に定める要件（「以下「指定基準」という。）に適合すると認めた場合は、「三重県介護職員初任者研修事業者指定通知書」（第８号様式）により、申請者に通知する。２　知事は、前項の申請内容等が、指定基準に適合しないと認めたときは、相当の期間を定めて申請内容の補正を求め、又は理由を付して申請を却下するものとする。３　知事は、申請者が前項の補正をしない意思を表明したとき、又は期間内に補正が行われないものと認めた場合は、「三重県介護職員初任者研修事業者指定申請却下通知書」（第８－２号様式）により、理由を付して申請者に却下の通知をする。**第４　研修実施計画書の提出**事業者は、毎年３月３１日までに、翌年度の介護職員初任者研修年間実施計画書（第６号様式）を知事に提出しなければならない。**第５　研修事業の指定申請手続**要綱第５条に定める指定を受けようとする者（以下「申請者」又は「事業者」という。）は、以下の書類を指定を受けようとする日が属する月の前月の初日までに知事に提出しなければならない。(1) 三重県介護職員初任者研修事業指定申請書（第７号様式）(2) 講師出講承諾書（第７－２号様式）(3) 研修日程表（第７－３号様式）(4) 研修の収支予算書(5) 直近の決算書（事業年度の最初の指定申請時のみ）**第６　研修事業の指定**　知事は、申請者又は事業者から第５に規定する申請があったときは、内容を調査し、指定の可否を決定し、「三重県介護職員初任者研修事業指定通知書」（第９号様式）又は「三重県介護職員初任者研修事業不指定通知書」（第９－２号様式）により通知するものとする。**第７　研修事業者及び研修事業指定の要件**１　事業者に関する要件(1) 学則の制定事業者は、次に掲げる研修事業に関する基本的な方針及び内容を定めた学則を制定し、公開するものとする。ア 事業者の名称及び所在地イ 事業の目的ウ 研修事業の名称及び実施課程及び形式エ 年度事業計画（研修日程及び募集定員）オ 受講対象者カ 研修参加費用（内訳、受講料、テキスト代）キ 使用教材ク 研修カリキュラム　　※研修カリキュラム表（第１－２号様式）を添付ケ 講義・演習室として使用する会場の名称、所在地コ 科目ごとの担当講師名一覧サ 実習施設一覧（実習を行う場合のみ）シ 募集手続き及び本人確認の方法ス 科目の免除セ 通信形式の実施方法（通信形式の場合のみ）　　（ア）学習方法　　（イ）評価基準及び評価方法　　（ウ）個別学習への対応方法ソ 研修修了の認定方法タ 研修出席者の取扱いチ 補講の取扱いツ 受講の取消テ 修了証明書の交付ト 修了者の管理ナ 情報開示するホームページアドレスニ 研修事業執行担当部署名ヌ その他研修実施に係る留意事項(2) 研修日程表の公表事業者は、知事の指定を受けた後に、開講する研修の研修日程表を自らのホームページにおいて公表するものとする。(3) 受講の受付受講の受付は、当該研修の指定を受けた日以降でなければ行うことはできない。(4) 受講資格等の確認事業者は、受講希望者の受講資格や科目免除の要件の有無を確認しなければならない。(5) 受講者に対する本人確認の実施事業者は、受講申込受付時または初回の講義時に、受講生より下記の公的証明書の原本の提示を求め、本人確認を行うとともに、確認方法（公的証明書の種別）を記録し、要綱第１９条の規定により保存するものとする。なお、本人確認の際には、受講希望者の過度な負担にならないよう留意すること。ア 戸籍謄本、戸籍妙本若しくは住民票イ 住民基本台帳カードウ 在留カード等エ 健康保険証オ 運転免許証カ パスポートキ 年金手帳ク 国家資格を有する者については、免許証または登録証(6) 広報事業者は、原則として指定を受ける前に広報を行うことはできない。また、広報の内容は、受講希望者等に誤解を与えることのないよう適切な表現を使用し、虚偽又は誇大な表現を使用してはならない。２　講師に関する要件(1) 研修の講師は、別表２「介護職員初任者研修 講師要件一覧」（以下「講師要件一覧」という。）の要件に該当し、かつ知識に関しては受講者の質問に対し的確に応答ができ、技術に関しては受講者に的確に指導できる能力を有する者とする。(2) 講師の採用に当たっては、面接や資格免許証等でその適格性について十分に確認すること。(3) 実技演習を行う必要のある項目のうち、「９ こころとからだのしくみと生活支援技術」における「（６）整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」から「（１１）睡眠に関したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」、「（１３）介護課程の基礎的理解」及び「（１４）総合生活支援技術演習」については、担当講師のほかに受講者２０名につき１名以上の補助講師を配置することとする。また、補助講師は当該科目の講師要件に該当する資格を有しない者でもよいが、当該科目に関連する実務経験を１年以上有する者とし、申請にあたって講師に準じ履歴書等を添付すること。(4) 講師は、原則として「講師の要件」に該当する資格保有者とする。ただし、同程度以上の資格を持つ者を担当させようとする場合は、資格・具体的経歴・理由書等を提出すること。その上で、社会通念上当該科目の講師として別表２　講師要件一覧中の「求められる能力」を備えていると判断した場合、講師として認めることとする。(5) 事業者は、次に掲げる事項に留意し、講師一覧表の整備を行うこと。ア 講師の選任にあたっては、「講師履歴書」（第１－６号様式）によりその要件を確認するとともに、「講師一覧表」（第１－５号様式）に記載すること。イ 講師一覧表に記載されている講師については、要件を満たさなくなった場合又は講師自らが辞退を申し出た場合は、講師一覧表から速やかに消除するとともに三重県に対し所定の届出を行うこと。ウ 届出を行わず、上記(1)に定める講師要件を満たさない者が担当をした場合は、その者が担当した教科目の修了を認めないものとする。３　研修の実施方法に関する要件(1) 講義及び演習の各科目の内容は、要綱別紙２「各項目の到達目標、評価、内容」の内容を網羅するものであること。(2) 研修を行う順序は「１ 職務の理解」を最初に行い、「１０ 振り返り」を最後に行うこと。なお、「９ こころとからだのしくみと生活支援技術」については、「ア 基本知識の学習」、「イ 生活支援技術の講義・演習」、「ウ 生活支援技術演習」の順に行うこと。(3) 通学形式の場合は講義と演習を一体的に実施し、通信形式の場合は面接指導による講義と演習を一体的に実施することとする。「一体的に実施する」とは、科目単位ごとに講義と演習を取り入れて実施することをいい、項目単位ごとに講義と演習を取り入れている必要はない。ただし、「９ こころとからだのしくみと生活支援技術」における「（６）整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」から（１４）総合生活支援技術演習」については、項目単位ごとに一体的に実施すること。(4) 研修時間数は、各科目に定める時間数以上とする。各科目の項目ごとの研修時間数については、事業者が適切に定めるものとする。ただし、「９ こころとからだのしくみと生活支援技術」における時間数の内訳は、要綱別紙１「研修カリキュラム表」中、「ア 基本知識の学習」を１０～１３時間程度、「イ 生活支援技術の講義・演習」を５０～５５時間程度、「ウ 生活支援技術演習」を１０～１２時間程度とし、合計で７５時間以上行うこと。(5) 演習は、事例などに基づく討議、ロールプレイ、実技演習等、創意工夫して行うこと。要綱別紙１「研修カリキュラム表」の講義と演習の実施方法欄には、講義と演習の実施方法、通信課題の概要等を記載すること。(6) 次に定める備品・教材を備えることとし、その他必要な備品・教材は適宜用意すること。下記のア～ウは、定員１０名あたり１台以上を、エは、定員２０名あたり１台以上を備えること。なお、該当する科目の履修時間内に受講者全員に演習指導が適切に実施できるように備品・教材を備えること。ア ベッドイ 車椅子ウ ポータブルトイレエ 簡易浴槽等４　通信形式での実施に関する要件(1) 別紙３「通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間」に定める時間数を上限として、各科目の時間数の一部を通信学習とすることができる。また、通学による講義の研修科目及び時間数の割振りは、原則として事業者が研修効果を考慮し決定することができる。(2) 通信課題はカリキュラムの内容（要綱別紙２「介護職員初任者研修における目標　、評価の指針」において科目ごと（「１ 職務の理解」及び「１０ 振り返り」は除く。　）に定める「修了時の評価ポイント」及び「内容」参照）を網羅するものであり、項目ごとに課題を設定し、１問以上は記述式による課題を取り入れること。(3) 制度改正等があった場合は、その趣旨を適宜取り入れること。(4) 通信課題の作成、添削及び修了認定は、別表２「講師要件一覧」の講師要件を満たす者が責任をもって行うこと。通信課題について、あらかじめ合格点を設定し、これに満たない場合は、再度課題を課して、合格点に達するまで指導を徹底すること。(5) 修了の認定をする際には、通学による研修を全科目履修するほか、提出された全レポートが合格水準に達していることを確認し、科目全体の評価をすること。５　実習の実施に関する要件(1) 実習を行う場合、実習施設は、原則として下記の要件を満たす施設等とする。ア 研修事業指定申請時点で開設から１年以上経過していること。イ 介護、看護又は相談業務の実務経験を１年以上有する実習指導者（実習受入担当者）が確保されていること。(2) 実習先として認められる施設等の範囲については、介護保険法による指定又は許可を受けた居宅サービス事業所、介護保険施設、地域密着型サービス事業所又は障害者自立支援法による指定を受けた障害福祉サービス事業所若しくは障害者支援施設とする。(3) 実習については、「１　職務の理解」及び「１０　振り返り」において施設の見学等の実習を活用することができる。また、効果的な研修を行うため必要があると考えられる場合には、他のカリキュラムにおいても施設の見学等の実習を活用することも可能とする。(4) 実習修了後、受講者に各実習科目について必ず「実習記録」（参考様式３）を記載させ、実習指導者の確認を受けること。また、事業者は適切かつ効果的に実習が行われたことを確認し、当該実習記録の写しを事業者において保管すること。(5) 受講者がやむを得ない理由により実習を欠席した場合は、研修の修業年限及び学則において定めた実習の修了期限を超えない範囲で実習日を再調整し、必ず補講を行うこと。６　補講の実施に関する要件(1) 事業者は、受講者がやむを得ない理由により当該研修の一部（実習を除く）を欠席した場合は、要綱第８条第１項第８号に定める研修期間内に、学則に定めた取扱いに従って補講を実施しなければならない。(2) 補講の取扱いについては、次に掲げる事項をあらかじめ学則において定めること。　　　ア 補講の方法　　　イ 補講に要する費用(3) 補講を受講するまでは、当該科目の修了評価を実施してはならない。(4) 補講は項目単位で実施することを原則とし、次の方法により補講を実施すること。ア 事業者が、当該研修に追加して行う研修イ 事業者が別に指定を受けた同一課程の研修ウ 他の事業者が指定を受けた同時期に開講している同一課程の研修(5) 前記(4)のウによる場合は、補講する「項目」の内容（実施方法含む）及び時間数が同一の場合に限り、「項目」ごとに補講することができる。(6) 欠席した科目の時間数が、要綱別紙３で定める通信形式で実施できる上限時間の範囲内であれば、1,200字以上のレポート課題を提出することをもって出席とみなすことができる。なお、実習を組み入れた場合の「(1)職務の理解」及び「(10)振り返り」及び実技演習を実施した項目については、レポート課題を提出することによる補講は認めない。(7) 通信形式による面接指導（スクーリング）の補講を行う場合は、次によること。ア 前記(4)のイによる場合は、補講する「項目」の内容（実施方法含む）及び時間数が同一の場合に限り、「項目」ごとに補講することができる。イ 前記(4)のウによる場合は、通学形式を受講させて時間数を満たすこと。(8) 補講の確認ア 前記(4)のア及びイにより補講を実施した場合、補講分の出席簿を作成し、補講受講者の出席を確認すること。イ 前記(4)のウにより補講を実施した場合は、その事業者から補講科目に出席したことを証明する書面等の発行を受けること。ウ 通信学習による補講の場合の出席確認は、当該レポートを評価した日とし、担当講師は当該レポートに評価日、評価内容、署名等の記録を行うこと。エ 上記のア～ウのいずれの場合にあっても補講を実施した日は出席簿（参考様式２）にその実施日を記載すること。(9) 通学形式及び通信形式の面接指導（スクーリング）の補講を、対象科目の講義の視聴覚教材を視聴させるのみでは補講と認めない。**第８　研修科目の免除**特別養護老人ホーム等の介護職員等として、１年以上の介護等の実務経験を有する者が研修を受講する場合は、「(1)職務の理解」の科目を免除することができる。なお、免除要件の確認は、受講者から「実務経験証明書」（参考様式４）の原本若しくは原本照合したものの写しの提出を受けて行うこと。１年以上介護等の実務経験を有する者とは、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号）別添２「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」に定める業務従事期間が365日以上であり、かつ、180日以上介護等の業務に従事した者をいう。**第９　指定内容の変更**事業者は、要綱第９条の規定により、次に掲げる事項に変更が生じるときは、原則として変更が生じる日の１０日前までに（登記事項に係るものについては登記後速やかに）「介護職員初任者研修事業者指定変更届出書」（第２号様式）に変更内容に応じた書類を添付して知事に提出しなければならない。ア　事業者の名称、主たる事務所の所在地、代表者イ　研修事業の名称ウ　研修事業を実施する県内の事業所の所在地エ　定款等（当該事業に関するものに限る）オ　学則カ　研修カリキュラムキ　担当講師（講師等の都合による研修期間内での日程変更を除く）ク　講義・演習室ケ　実技演習に使用する備品コ　実習施設サ　修了評価の方法シ　添削指導及び面接指導の方法、問題形式、添削課題ス　その他知事が必要と認める事項**第１０　休止及び中止の届出**事業者は、研修事業を休止、中止する場合は、要綱第１３条の規定により、事業を休止する場合は事前に、中止する場合は開講予定日の１０日前までに、それぞれ次の各号に掲げる事項を記載した「介護職員初任者研修事業休止・中止届出書」（第３号様式）を知事に提出しなければならない。(1) 休止した場合には、研修の名称、研修事業者指定番号、休止年度、休止した理由(2) 中止した場合には、研修の名称、研修事業指定番号、中止した理由**第１１　修了評価**研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、下記によるものとする。(1) 事業者は、要綱別紙２「介護職員初任者研修における目標、評価の指針」において定める「修了時の評価ポイント」に沿って、事前に評価基準及び評価方法を学則に定め、各受講者の知識・技術等の習得度を評価すること。ただし、「修了時の評価ポイント」に示す知識・技術等の習得が十分でない場合には、必要に応じて講師による再指導及び補習等を行い、到達目標に達するよう努めること。(2) 修了評価は全科目を履修した者に対して筆記試験により１時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。なお、修了評価とは別に、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価は、「９ こころとからだのしくみと生活支援技術」内で行うこと。(3) 実習に関する評価は、第７の５の（４）で提出させた実習記録に基づき行うこと。(4) 事業者は、前記の修了評価を行った結果について、その内容及び評価の日、修了評価者の氏名等を記録し、適切に保管すること。**第１２　修了証明書の発行**１　事業者は、第１１に基づき介護技術の習得が認定され、かつ全科目を履修した者に対して１時間程度の筆記試験を行い、修了の認定を行った者に対して、要綱別記様式による修了証明書を交付するものとする。(1) 修了証明書及び修了証明書（携帯用）は、受講者が全ての研修日程を修了した後、速やかに交付すること。(2) 修了証明書の修了者番号は、指定通知書に記載された事業者番号及び事業者が付す修了者管理番号を記入して発行すること。(3) 事業者は、受講者から修了証明書の紛失や氏名変更等により再発行の依頼があった場合は、修了証明書を再発行しなければならない。再発行する場合は、修了者台帳等を確認し、再発行であること並びに旧修了証明書（又は修了証）の発行番号及び発行年月日を記載し、再発行する日付を付して発行すること。(4) 自らが行った研修の修了者への証明書交付事務については、当該研修事業を廃止した後であっても、法人等が存続するまでその責務を負うこと。２　事業者は、修了証明書を交付する者の修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等を記載した交付名簿、その他必要書類を適正に管理するとともに知事に提出するものとする。３　介護職員初任者研修修了者とみなされる看護師等が、訪問介護の業務をするに当たり再学習のため研修を受講し、全科目修了した場合は、研修事業者が修了証明書を発行することができるが、一部科目のみ修了した場合は、修了証明書を発行することができない。修了者とみなす場合は、都道府県知事が行う研修を修了したとみなすため、修了証明書は都道府県知事が発行することとなる。なお、三重県においては、当分の間、看護師等の免許証をもって替えることとしており、修了証明書は発行しない。４　介護職員初任者研修修了者とみなされる実務者研修を修了した者が、訪問介護の業務をするに当たり再学習のため研修を受講し、全科目修了した場合は、研修事業者が修了証明書を発行することができるが、一部科目のみ修了した場合は、修了証明書を発行することができない。修了者とみなす場合は、都道府県知事が行う研修を修了したとみなすため、修了証明書は都道府県知事が発行することとなる。なお、三重県においては、当分の間、実務者研修修了証明書をもって代えることとしており、修了証明書は発行しない。**第１３　実績報告**　事業者は、要綱第１３条の規定により、研修修了後１か月以内に「三重県介護職員初任者研修事業実績報告書」（第４号様式）に以下の書類を添付して知事に提出しなければならない。ア　研修日程表（実績）イ　修了認定の根拠となった受講者の研修への出席状況、修了評価等が確認できる書類（出席簿）ウ　修了者名簿及び電磁的記録（第４－２号様式）エ　研修事業にかかる決算（見込）書オ　講師出講状況確認書（第４－３号様式）カ　免除科目にかかる書類（実務経験証明書）**第１４　廃止の届出**１　事業者は、要綱第１４条の規定により、研修事業を廃止する場合は、廃止する日の１０日前までに「三重県介護職員研修事業廃止届出書」（第５号様式）を提出すること。２　事業者は、研修事業を廃止した後においても第１７に掲げる書類を保存するとともに、修了証明書の亡失・き損により、修了者からの依頼があったときは、その証明を行わなければならない。**第１５　指定の取消し**知事は、要綱第１６条に規定する指定の取消しをしたときは、「三重県介護職員初任者研修事業者指定取消通知書」（第10号様式）により事業者に通知する。**第１６　情報の公表**情報の公表は、原則として第３の１又は第６の指定を受けた日から研修の募集開始日までの間に行わなければならない。**第１７　関係書類の保存**事業者は、次の内容を備えた書類を作成し、次の期間保存しなければならない。(1) 受講者及び修了者に関する台帳等の書類（永年保存）研修課程・形式、研修期間、修了者番号、受講者名、性別、生年月日、住所、修了年月日、修了証明書交付年月日、修了評価表及び研修カリキュラム表の内容を備えること。(2) 受講者の研修出席状況（５年保存）研修課程・形式、受講者名、本人確認を実施した公的証明書、研修科目及び受講年月日の内容を備えること。(3) 修了評価に関する書類（５年保存）研修課程・形式、受講者名、レポート提出年月日（通信形式の場合のみ）及び評価結果の内容を備えること。(4) 実習修了確認書（実習を行う場合のみ）（５年保存）研修課程・形式、受講者名、実習内容、実習先及び実習年月日の内容を備えること。(5) 研修講師の出講確認書（５年保存）研修課程・形式、講師名、担当科目及び出講年月日の内容を備えること。**第１８　研修履修期間の特例について**学校教育法に基づく学校及び国の法令等により認可された養成施設（以下「学校」という。）については、次の各号に該当する場合に限り、修学期間を限度として研修履修期間とすることができる。(1) 所轄庁に認可された学則（以下「学則」という。）に修学期間が規定されていること。(2) 当該学校の学生のみを対象としていること。(3) 介護職員初任者研修事業を行うことについて学則に規定されていること。附　則　（施行期日）１　この要領は、平成２５年４月１日から施行する。　（経過措置）２　この要領の施行日前においても、事業者及び研修事業の指定の申請をすることができる。この場合において、申請があったときは、施行日前においても指定をすることができる。ただし、その効力は、この要領の施行日から生ずるものとする。３　「三重県介護員養成研修事業者指定事務処理要領」は平成２５年３月３１日をもって廃止する。ただし、「三重県介護員養成研修事業者指定事務処理要領」に基づき、平成２５年３月３１日までに開講した研修については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。附　則１　この要領は、平成３０年６月１４日から施行する。別表２介護職員初任者研修　講師要件一覧* 共通要件
1. 講師は、当該科目に関連した実務経験を３年以上有するものであること。

（実務経験の期間は、資格取得又は研修課程修了の前後を問わない。）1. 上記①の実務経験の要件について、医師、保健師、看護師、准看護師、歯科医師は除く。
2. 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員については、以下のとおりとする。

●学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、当該科目に相当する科目に関し教授する資格を有する者●学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目に相当する科目に関し経験を有する者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科目 | 項目 | 講師の要件 | 求められる能力 |
| １　職務の理解（６時間） | (1) 多様なサービスの理解 | ①　介護福祉士②　保健師、看護師、准看護師③　介護職員基礎研修課程修了者④　実務者研修修了者⑤　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑥　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○研修全体の構成・各研修科目相互の関連性に関する知識○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識○介護に関わる専門職種の職務内容の知識○介護業務に関する実務経験 |
| (2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解 |
| ２　介護における尊厳の保持・自立支援（９時間） | (1) 人権と尊厳を支える介護 | ①　介護福祉士②　社会福祉士③　保健師、看護師、准看護師④　介護職員基礎研修課程修了者⑤　実務者研修修了者⑥　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑦　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○尊厳を支えるケアや生活支援の在り方等の知識○虐待防止、権利擁護、成年後見人制度等の知識○自立支援や重度化防止の視点に立脚した介護方法論 |
| (2)自立に向けた介護 |
| ３　介護の基本（６時間） | (1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携 | ①　介護福祉士②　保健師、看護師、准看護師③　介護職員基礎研修課程修了者④　実務者研修修了者⑤　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑥　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○介護職の業務内容に関する知識○チームケアに関する知識○介護職の職業人としての倫理・自己管理の知識○介護サービスに伴うリスクマネジメントに関する知識○介護職の健康管理に関する知識 |
| (2) 介護職の職業倫理 |
| (3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント |
| (4) 介護職の安全 |
| ４ 介護・福祉サービスの理解と医療との連携（９時間） | (1) 介護保険制度 | ①　社会福祉士②　介護支援専門員③　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○各法に関する知識及び制度とサービスについての詳細な知識○特に、介護保険法、障害者総合支援法を中心とした最近の動向（制度とサービスに関する歴史を含む。）及びサービス利用に関する知識○各地域の制度・サービス現状の知識 |
| (3)障害者総合支援制度及びその他制度 |
| (2)医療との連携とリハビリテーション | ①　理学療法士②　作業療法士③　医師④　保健師、看護師、准看護師⑤　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○リハビリテーション医療の知識○医療・看護と連携した介護方法論○リハビリテーションの地域連携に関する知識 |
| ５ 介護におけるコミュニケーション技術（６時間） | (1)介護におけるコミュニケーション | ①　介護福祉士②　社会福祉士③　保健師、看護師、准看護師④　介護支援専門員⑤　介護職員基礎研修課程修了者⑥　実務者研修修了者⑦　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑧　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○コミュニケーション技術に関する知識○高齢者、障害者（児）の心理に関する知識○介護に関わる専門職種の職務内容の知識○チームケアに関する知識○介護業務に関する実務経験 |
| (2)介護におけるチームのコミュニケーション |
| ６　老化の理解（６時間） | (1)老化に伴うこころとからだの変化と日常 | ①　介護福祉士②　医師③　保健師、看護師、准看護師④　介護職員基礎研修課程修了者⑤　実務者研修修了者⑥　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑦　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○加齢と老化に伴う心身の変化、障害、疾病に関する知識○具体的な介護や生活援助事例に基づく医学的知識○高齢者の心理に関する知識 |
| (2)高齢者と健康 | ①　医師②　保健師、看護師、准看護師③　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 |
| ７　認知症の理解（６時間） | (1)認知症を取り巻く状況 | ①　介護福祉士1. 医師
2. 保健師、看護師、准看護師

④　介護職員基礎研修課程修了者⑤　実務者研修修了者⑥　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑦　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○認知症の病理・行動の知識○認知症利用者への介護の原則の知識○具体的な介護や生活援助事例に基づく医学的知識○認知症を持つ利用者の心理に関する知識○認知症を持つ利用者の家族の生活実態と心理に関する知識 |
| (2)医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 | ①　医師②　保健師、看護師、准看護師③　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 |
| (3)認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 | ①　介護福祉士②　医師③　保健師、看護師、准看護師④　介護職員基礎研修課程修了者⑤　実務者研修修了者⑥　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑦　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 |
| (4)家族への支援 | ①　介護福祉士②　医師③　保健師、看護師、准看護師④　臨床心理士⑤　精神保健福祉士⑥　介護職員基礎研修課程修了者⑦　実務者研修修了者⑧　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑨　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 |
| ８　障害の理解（３時間） | (1)障害の基礎的理解 | ①　介護福祉士②　医師③　保健師、看護師、准看護師④　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○介護における障害の概念とＩＣＦの知識○障害者福祉に関する知識○高齢者の介護との違いを踏まえた障害に関する知識○生活者支援の視点に立脚した介護方法論の知識○家族の生活実態と心理に関する知識 |
| (2)障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 | ①　医師②　保健師、看護師、准看護師③　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 |
| (3)家族の心理、かかわり支援の理解 | ①　介護福祉士②　社会福祉士③　医師④　保健師、看護師、准看護師⑤　臨床心理士⑥　精神保健福祉士⑦　介護職員基礎研修課程修了者⑧　実務者研修修了者⑨　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑩　介護・福祉系大学の学部・学科、 介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 |
| ９　こころとからだのしくみと生活支援技術 （75時間）  | (1)介護の基本的な考え方 | ①　介護福祉士1. 保健師、看護師、准看護師

③　介護職員基礎研修課程修了者④　実務者研修修了者⑤　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑥　介護・福祉系大学の学部・学科、　　介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員⑦ 作業療法士、福祉住環境コーディネーター、福祉用具専門相談員（(5) 快適な居住環境と介護のみ）⑧　理学療法士 （(5) 快適な居住環境と介護及び(7)移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護のみ）⑨　栄養士((8)食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護の中の食事及び栄養に関する分野のみ)⑩　歯科医師、歯科衛生士((8)食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護の中の口腔ケアに関する分野のみ) | ○演習を指導する技術○介護業務に関する実務経験○生活者支援の視点に立脚した介護方法論○心身機能の低下に沿った自立支援の視点に立脚した介護技術○自らの介護事例○障害・疾病に関する知識○介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識○家事援助の機能と基本原則の知識○住宅及び住宅改造に関する知識○福祉用具に関する最新の知識及び技術○栄養・調理・被服等家政に関する知識○ターミナルケアに関する知識○介護業務に関する実務経験※(6)～(11)及(13)、(14)の実技演習については、担当講師のほかに、要領第７の２の(3)に定める人数の補助講師を配置すること。※(1)～(3)は合わせて10～13 時間とすること。※(4)～(12)は合わせて50～55 時間とすること。※(13)、(14)は合わせて10～12 時間とすること |
| (2)介護に関するこころのしくみの基礎的理解 |
| (3)介護に関するからだのしくみの基礎的理解 |
| (4)生活と家事 |
| (5)快適な居住環境整備と介護 |
| (6)整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| (7)移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| (8)食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| (9)入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| (10)排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| (11)睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| (12)死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護 |
| (13)介護過程の基礎的理解 |
| (14)総合生活支援技術演習 |
| １０　振り返り（４時間） | (1) 振り返り | ①　介護福祉士②　保健師、看護師、准看護師③　介護職員基礎研修課程修了者④　実務者研修修了者⑤　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑥　介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○研修全体の構成・各研修科目相互の関連性に関する知識○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識○介護業務に関する実務経験 |
| (2)就業への備えと研修修了後における継続的な研修 |

●　原則として、講師は「講師の要件」に該当する者又は資格保有者とする。ただし、それ以外の者を講師として申請する場合は、その経歴及び業績が講師として適当であることを説明した理由書を提出すること。●　「求められる能力」とは、知識に関しては受講者の質問に対し的確に応答ができ、技術に関しては受講者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。●　各科目の講師要件に係る業務に従事していた時期は、過去５年以内であることが望ましい。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 介護員養成研修　講師要件一覧（２．生活援助従事者研修課程）* 共通要件
1. 講師は、当該科目に関連した実務経験を３年以上有するものであること。

（実務経験の期間は、資格取得又は研修課程修了の前後を問わない。）1. 上記①の実務経験の要件について、医師、保健師、看護師、准看護師、歯科医師は除く。

③ 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員については、以下のとおりとする。●学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、当該科目に相当する科目に関し教授する資格を有する者●学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目に相当する科目に関し経験を有する者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科目 | 項目 | 講師の要件 | 求められる能力 |
| １　職務の理解（２時間） | (1) 多様なサービスの理解 | 1. 介護福祉士
2. 保健師、看護師、准看護師
3. 介護職員基礎研修課程修了者
4. 実務者研修修了者
5. 訪問介護員養成研修１級課程修了者

⑥　介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○研修全体の構成・各研修科目相互の関連性に関する知識○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識○介護に関わる専門職種の職務内容の知識○介護業務に関する実務経験 |
| (2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解 |
| ２　介護における尊厳の保持・自立支援（６時間） | (1) 人権と尊厳を支える介護 | ①　介護福祉士②　社会福祉士③　保健師、看護師、准看護師④　介護職員基礎研修課程修了者⑤　実務者研修修了者1. 訪問介護員養成研修１級課程修了者

⑦　介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○尊厳を支えるケアや生活支援の在り方等の知識○虐待防止、権利擁護、成年後見人制度等の知識○自立支援や重度化防止の視点に立脚した介護方法論 |
| (2)自立に向けた介護 |
| ３　介護の基本（４時間） | (1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携 | ①　介護福祉士②　保健師、看護師、准看護師③　介護職員基礎研修課程修了者④　実務者研修修了者⑤　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑥　介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○介護職の業務内容に関する知識○チームケアに関する知識○介護職の職業人としての倫理・自己管理の知識○介護サービスに伴うリスクマネジメントに関する知識○介護職の健康管理に関する知識 |
| (2) 介護職の職業倫理 |
| (3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント |
| (4) 介護職の安全 |
| ４ 介護・福祉サービスの理解と医療との連携（３時間） | (1)介護保険制度 | ①　社会福祉士②　介護支援専門員③　介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○各法に関する知識及び制度とサービスについての詳細な知識○特に、介護保険法、障害者総合支援法を中心とした最近の動向（制度とサービスに関する歴史を含む。）及びサービス利用に関する知識○各地域の制度・サービス現状の知識 |
| (3)障がい福祉制度及びその他制度 |
| (2)医療との連携とリハビリテーション | ①　理学療法士②　作業療法士③　医師④　保健師、看護師、准看護師⑤　介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○リハビリテーション医療の知識○医療・看護と連携した介護方法論○リハビリテーションの地域連携に関する知識 |
| ５ 介護におけるコミュニケーション技術（６時間） | (1)介護におけるコミュニケーション | ①　介護福祉士②　社会福祉士③　保健師、看護師、准看護師④　介護支援専門員⑤　介護職員基礎研修課程修了者⑥　実務者研修修了者⑦　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑧　介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○コミュニケーション技術に関する知識○高齢者、障害者（児）の心理に関する知識○介護に関わる専門職種の職務内容の知識○チームケアに関する知識○介護業務に関する実務経験 |
| (2)介護におけるチームのコミュニケーション |
| ６　老化と認知症の理解（９時間） | (1)老化に伴うこころとからだの変化と日常 | ①　介護福祉士②　医師③　保健師、看護師、准看護師④　介護職員基礎研修課程修了者⑤　実務者研修修了者⑥　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑦　介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○加齢と老化に伴う心身の変化、障害、疾病に関する知識○具体的な介護や生活援助事例に基づく医学的知識○高齢者の心理に関する知識 |
| (2)高齢者と健康 | ①　医師②　保健師、看護師、准看護師③　介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 |
| (3)認知症を取り巻く状況 | ①　介護福祉士②　医師③　保健師、看護師、准看護師④　介護職員基礎研修課程修了者⑤　実務者研修修了者⑥　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑦　介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○認知症の病理・行動の知識○認知症利用者への介護の原則の知識○具体的な介護や生活援助事例に基づく医学的知識○認知症を持つ利用者の心理に関する知識○認知症を持つ利用者の家族の生活実態と心理に関する知識 |
| (4)医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 | ①　医師②　保健師、看護師、准看護師③　介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 |
| (5)認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 | ①　介護福祉士②　医師③　保健師、看護師、准看護師④　介護職員基礎研修課程修了者⑤　実務者研修修了者⑥　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑦　介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 |
| (6)家族への支援 | ①　介護福祉士②　医師③　保健師、看護師、准看護師④　臨床心理士⑤　精神保健福祉士⑥　介護職員基礎研修課程修了者⑦　実務者研修修了者⑧　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑨　介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 |
| ７　障がいの理解（３時間） | (1)障害の基礎的理解 | ①　介護福祉士②　医師③　保健師、看護師、准看護師④　介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○介護における障害の概念とＩＣＦの知識○障害者福祉に関する知識○高齢者の介護との違いを踏まえた障害に関する知識○生活者支援の視点に立脚した介護方法論の知識○家族の生活実態と心理に関する知識 |
| (2)障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 | ①　医師②　保健師、看護師、准看護師③　介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 |
| (3)家族の心理、かかわり支援の理解 | ①　介護福祉士②　社会福祉士③　医師④　保健師、看護師、准看護師⑤　臨床心理士⑥　精神保健福祉士⑦　介護職員基礎研修課程修了者⑧　実務者研修修了者⑨　訪問介護員養成研修１級課程修了者1. 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員
 |
| ８　こころとからだのしくみと生活支援技術 （24時間）  | (1)介護の基本的な考え方 | ①　介護福祉士②　保健師、看護師、准看護師③　介護職員基礎研修課程修了者④　実務者研修修了者⑤　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑥　介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員⑦　作業療法士、福祉住環境コーディネーター、福祉用具専門相談員（(5) 快適な居住環境と介護のみ）⑧　理学療法士（(5) 快適な居住環境と介護及び(6)移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護のみ）⑨　栄養士((7)食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護の中の食事及び栄養に関する分野のみ)⑩　歯科医師、歯科衛生士((7)食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護の中の口腔ケアに関する分野のみ) | ○演習を指導する技術○介護業務に関する実務経験○生活者支援の視点に立脚した介護方法論○心身機能の低下に沿った自立支援の視点に立脚した介護技術○自らの介護事例○障害・疾病に関する知識○介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識○家事援助の機能と基本原則の知識○住宅及び住宅改造に関する知識○福祉用具に関する最新の知識及び技術○栄養・調理・被服等家政に関する知識○ターミナルケアに関する知識○介護業務に関する実務経験※(6)～(8)及び(10)の実技演習については、担当講師のほかに、要領第７の２の(3)に定める人数の補助講師を配置すること。 |
| (2)介護に関するこころのしくみの基礎的理解 |
| (3)介護に関するからだのしくみの基礎的理解 |
| (4)生活と家事 |
| (5)快適な居住環境整備と介護 |
| (6)移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| (7)食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| (8)睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| (9)死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護 |
| (10)介護過程の基礎的理解 |
| ９　振り返り（２時間） | (1)振り返り | ①　介護福祉士②　保健師、看護師、准看護師③　介護職員基礎研修課程修了者④　実務者研修修了者⑤　訪問介護員養成研修１級課程修了者⑥　介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員 | ○研修全体の構成・各研修科目相互の関連性に関する知識○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識○介護業務に関する実務経験 |
| (2)就業への備えと研修修了後における継続的な研修 |

●　原則として、講師は「講師の要件」に該当する者又は資格保有者とする。ただし、それ以外の者を講師として申請する場合は、その経歴及び業績が講師として適当であることを説明した理由書を提出すること。●　「求められる能力」とは、知識に関しては受講者の質問に対し的確に応答ができ、技術に関しては受講者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。●　各科目の講師要件に係る業務に従事していた時期は、過去５年以内であることが望ましい。 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 別表３各研修修了者の科目免除の取り扱いについて要領第８の２にて定める各研修の修了者に対し受講時間の免除を行う場合、免除を適用した上で必要となる受講時間数は以下のとおりとする。介護職員初任者研修課程

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 科　　　目 | (本来必要な時間数) | 生活援助従事者研修修了者 | 入門的研修修了者 | 認知症介護基礎研修修了者 | 訪問介護に関する三級課程修了者 |
| １　職務の理解 | ６時間 | ４時間 | ６時間 | ６時間 | ３時間 |
| ２　介護における尊厳の保持・自立支援 | ９時間 | ３時間 | ９時間 | ９時間 | ６時間 |
| ３　介護の基本 | ６時間 | ２時間 | ０時間 | ６時間 | ６時間 |
| ４　介護・福祉サービスの理解と医療との連携 | ９時間 | ６時間 | ９時間 | ９時間 | ９時間 |
| ５　介護におけるコミュニケーション技術 | ６時間 | ０時間 | ６時間 | ６時間 | ６時間 |
| ６　老化の理解 | ６時間 | ０時間 | ０時間 | ６時間 | ６時間 |
| ７　認知症の理解 | ６時間 | ３時間 | ０時間 | ０時間 | ６時間 |
| ８　障害の理解 | ３時間 | ０時間 | ０時間 | ３時間 | ３時間 |
| ９　こころとからだのしくみと生活支援技術 | 計75時間 | 計51時間 | 計75時間 | 計75時間 | 計68時間 |
| 【Ⅰ基本知識の学習】 | 10～13時間 | 2.5～5.5時間 | 10～13時間 | 10～13時間 | 10～13時間 |
| 【Ⅱ生活支援技術の学習】 | 50～55時間 | 35.5～40.5時間 | 50～55時間 | 50～55時間 | 46～51時間 |
| 【Ⅲ生活支援技術演習】 | 10～12時間 | 8～10時間 | 10～12時間 | 10～12時間 | 7～9時間 |
| １０　振り返り | ４時間 | ２時間 | ４時間 | ４時間 | ４時間 |
| 合　　計　　時　　間 | １３０時間 | ７１時間 | １０９時間 | １２４時間 | １１７時間 |

生活援助従事者研修課程

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科　　　目 | (本来必要な時間数) | 入門的研修修了者 | 認知症介護基礎研修修了者 | 訪問介護に関する三級課程修了者 |
| １　職務の理解 | ２時間 | ２時間 | ２時間 | ０時間 |
| ２　介護における尊厳の保持・自立支援 | ６時間 | ６時間 | ６時間 | ３時間 |
| ３　介護の基本 | ４時間 | ０時間 | ４時間 | ４時間 |
| ４　介護・福祉サービスの理解と医療との連携 | ３時間 | ３時間 | ３時間 | ３時間 |
| ５　介護におけるコミュニケーション技術 | ６時間 | ６時間 | ６時間 | ６時間 |
| ６　老化と認知症の理解 | 計９時間 | 計０時間 | 計６時間 | 計９時間 |
| （老化の理解） | 6時間 | 0時間 | 6時間 | 6時間 |
| （認知症の理解） | 3時間 | 0時間 | 0時間 | 3時間 |
| ７　障害の理解 | ３時間 | ０時間 | ３時間 | ３時間 |
| ８　こころとからだのしくみと生活支援技術 | ２４時間 | ２４時間 | ２４時間 | １７時間 |
| ９　振り返り | ２時間 | ２時間 | ２時間 | ２時間 |
| 合　　計　　時　　間 | ５９時間 | ４３時間 | ５６時間 | ４７時間 |

　○生活援助従事者研修課程における『６　老化と認知症の理解』について、認知症介護基礎研修修了者に免除を行う場合、免除できる内容は「(3)認知症を取り巻く状況」「(4)医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理」「(5)認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活」「(6)家族への支援」とし、「(1)老化に伴うこころとからだの変化と日常」「(2)高齢者と健康」の免除は行わないものとする。○免除要件となる研修を複数修了している者に免除を行う場合、免除要件として適用する修了済の研修を科目ごとに選択することができるものとする。 |  |